

登録シートの作成について(1)

※ 開示される内容①③④⑤⑥
②⑦は登録に必要な情報(事務局閲覧)

どこシル伝言板登録シート①

どこシル伝言板で保護対象者情報登録をするための入力用にご記入ください

保護対象者氏名 **東 邦 太 郎**

保護対象者ID **A A 1 2 3 4**

※伝言板に氏名は表示されません

① 保護対象者のニックネーム ※呼ばれて返事をしてもらえる愛称 ※個人情報保護の観点から、氏名(姓名・フルネーム)での登録は禁止です 例、「お父さん」「先生」等、ご自宅や職場で呼ばれていた愛称がおすすめです	先生 / たろう
② 生年月日(年月まで)	西暦 1948 年 9 月
③ 性 別	☒ 男 ・ 女 ・ 申告なし
④ 身体的特徴 ※身長や体型、メガネの有無、よく身につけるものなどできるだけ詳しく記入します 例.① 身長 150cm ② 中肉中背 ③ 眼鏡使用	①身長180cm 71キロ ②短髪の黒髪 ③左手で杖を持っている
⑤ 既往症 例.① 認知症 ② 糖尿病 ※今までにかかった大きな病気など入力します	記入日 2023 年 4 月 2 日 ①認知症 ②糖尿病 ③高血圧

- ① 保護対象者のニックネーム(**普段、外で呼ばれている呼び名**)
 ご家族やご友人が普段、ご本人を読んでいる呼び名/愛称(ニックネーム)を記載してください。
 ※ 発見者がご本人を記載ニックネームでお呼びすることがございますので、読み間違いがないように平仮名等でご記載ください。
- ② 生年月日(年月まで) **※ 発見者へは開示されません**
 西暦にて、生年月日の「年」と「月」をご記載ください。
- ③ 性別
 男 ・ 女 ・ 申告なし 選択し丸囲みをしてください。
- ④ 身体的特徴
 誤って他の方の持ち物や衣類を着られる場合もございますので身長や体重、髪型等、外見からご本人と推測できるよう記載ください。また、眼鏡使用や帽子、カバン等、身に着けるものも、ご本人を特定する特徴になり、警察機関も身元特定に役立ちます。
- ⑤ 既往症
 救急搬送時、搬送先病院にて役立つ情報となりますのでこれまでににかかった病気を**医療依存度の高い順**に記載ください。
記入日も(2023年4月2日)お忘れずに記載ください。

登録シートの作成について(2)

※ 開示される内容①③④⑤⑥
②⑦は登録に必要な情報(事務局閲覧)

どこシル伝言板登録シート②

どこシル伝言板で保護対象者情報登録をするための入力用にご記入ください

⑥ 保護時に注意すべきこと

※発見した方へのアドバイスとなります。症状に対する具体的な対応方法を記入します

- 例・右耳が遠いので、左耳の方から話しかけてください
・「おじいさん」と話しかけると怒りやすくなるので、「先生」と話しかけてください
・汗や震えがありましたら、低血糖の可能性があるので、所持している飴をなめるように勧めてください

Point!

※以下のような情報を記入すると、救急搬送時に役立ちます

・かかりつけ医療機関名 ・服薬内容 等

- ①丸の内クリニック(0123456789)に通っています
- ②服薬情報：アリセプト、アダラート、シグマート
- ③脱水になっているかもしれないので水分をお願いします
- ④不安そうにしていたり、落ち着きがないときは
「息子さんから連絡があって、こちらに迎えに来てくれるそうです」とお伝えくださると安心すると思います
- ⑤会話の受け答えは出来るのでしっかりしているように見えますが、話の内容をすぐに忘れたり、理解していないことも多いので、必要な時には、何度も繰り返し説明をしてください

⑦ 発見通知メールアドレス ※発見時に通知を受けるメールアドレスです

迎えに行くことが可能な方を登録できます(例・主介護者、ご家族、介護支援専門員等)

※最大10件まで登録が可能です

続柄	妻	abcdef	@	docomo.ne.jp	医療処置の同意が取れる
続柄	子	ghijkl	@	ezweb.ne.jp	医療処置の同意が取れる
続柄	CM	lmnopq	@	softbank.ne.jp	医療処置の同意が取れる

20230413 登録シート

⑥ 保護時に注意すべきこと

発見者が声掛けや保護する際に、気を付けてもらいたいことをわかりやすく記載してください。

例) ・**既往往症**や**身体状況**に関すること

・**コミュニケーションの取り方**に関すること

・**声掛けや話題**に関すること

※ ご本人様の**正しい情報**をお伝えできます

※ **救急医療情報キット**に記載ある情報も有効です

※ **避難所**等に避難された際にも役立ちます

⑦ 発見通知メールアドレス ※ 発見者へは開示されません

メールにて連絡が来るので、ガラケーでも安心！

- ・キーパーソンの方
- ・医療判断ができるご親族の方
- ・ご支援者(居宅介護支援専門員/権利擁護担当者/後見・保佐・補助人)